

東京都難病診療連携拠点病院等の指定

指定

○令和6年4月1日に再指定

「小児期の医療機関から患者を受け入れること」が指定要件として追加

- ・東京都難病診療連携拠点病院 13病院（三次保健医療圏を単位として指定）
- ・東京都難病診療分野別拠点病院 2病院（三次保健医療圏を単位として指定）※令和6年新設
- ・東京都難病医療協力病院 41病院（概ね二次保健医療圏に1か所以上指定）

取組

- ・移行期医療連携ネットワークに新たに参加
（既に移行期医療連携ネットワークのコア医療機関に参画している医療機関は除く）
- ・移行期医療連携ネットワークのメーリングリストを通して、移行期に関する情報を交換
（東京都移行期医療支援センターより、症例検討会、医療機関向け研修に関する情報を提供）

東京都難病診療連携拠点病院の指定要件の見直しについて

難病診療連携拠点病院

現行の内容

国通知の内容	東京都の指定要件	
	要件	具体的な指標
より早期の正しい診断・治療	○極めて稀な疾病を含む多様な疾病の診断・治療が可能であること	○指定難病15疾患群のうち8疾患群以上で診断実績を有すること ○指定難病のうち患者数1,000名以上の11疾患群23疾病を除いた疾病が含まれていること
		○指定難病について、年間治療実績が10疾患群以上であること ○指定難病のうち患者数1,000名以上の11疾患群23疾病を除いた疾病が含まれていること
		○専門医資格による難病指定医が、医療法及び同施行規則に定める当該病院の医師の員数の半数以上、在職していること
遺伝子関連検査及び遺伝カウンセリングの適切な実施	○遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングを適切に実施できる体制を有すること	○遺伝学的検査若しくは遺伝カウンセリング加算の施設基準届出をしている又はこれらの施設基準に準じる体制を有すること
研修等の実施	○研修等の実施に協力すること	○研修・講演会の開催、講師派遣、会場提供等に協力が可能なこと
医療提供体制の公表	○診療機能等に係る情報提供をすること	○年1回診療機能等に係る情報提供をすること

見直し案

国通知の内容	東京都の指定要件	
	要件	具体的な指標
より早期の正しい診断・治療	○極めて稀な疾病を含む多様な疾病の診断・治療が可能であること	○指定難病14疾患群のうち8疾患群以上で診断実績を有すること ○指定難病のうち患者数1,000名以上の10疾患群28疾病を除いた疾病が含まれていること
		○指定難病について、年間治療実績が10疾患群以上であること ○指定難病のうち患者数1,000名以上の10疾患群28疾病を除いた疾病が含まれていること
		○専門医資格による難病指定医が、50名以上在職していること
遺伝子関連検査及び遺伝カウンセリングの適切な実施	○遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングを適切に実施できる体制を有すること	○遺伝学的検査かつ遺伝カウンセリング加算の施設基準届出をしている及び難病を扱う遺伝診療部門を設置していること
移行期医療に係る機能	○小児期の医療機関から患者を受け入れること	○小児慢性特定疾病児童等が成人期においても適切な医療を継続的に受けられるよう、小児期の医療機関からの患者を積極的に受け入れること
研修等の実施	○研修等の実施に協力すること	○研修・講演会の開催、講師派遣、会場提供等に協力が可能なこと
医療提供体制の公表	○診療機能等に係る情報提供をすること	○年1回診療機能等に係る情報提供をすること

新

指定における留意点

- ・特定疾患群や一部診療機能に特化した難病専門医療機関の一部は、入院（又は外来）診療、合併症対応や急性増悪時の診療等を、特別の関係にある医療機関において、当該専門医療機関の医師も密接に関与し行っている。
- ・上記のような事例では、より広範囲の疾病への対応を可能とする観点から、特別の関係にある医療機関が拠点病院に指定される場合に限り、当該専門医療機関を含め一括で拠点病院に指定することも考慮する。 ※特別の関係 保険医療機関において開設者や運営主体が同一であること。

東京都難病診療分野別拠点病院の指定要件の設定について

難病診療分野別拠点病院

概要

(1)経緯

特定の専門分野において、拠点病院を上回る診断実績を有している病院が存在

一方、拠点病院の指定要件は難病全般における診療実績を必要としているため、専門分野に特化した医療機関は拠点病院の指定を受けられない

⇒ 分野別拠点病院を新設し、難病医療提供体制の強化を図る

(2)目的

患者の選択肢を増やすとともに、より早期診断・早期治療の実現

(3)専門分野

全疾患群のうちいずれか

指定難病における14の疾患群

1血液疾患 2免疫疾患 3内分泌疾患 4代謝疾患 5神経・筋疾患 6視覚疾患
7聴覚・平衡機能疾患 8循環器疾患 9呼吸器疾患 10消化器疾患 11皮膚・結合組織疾患
12骨・関節疾患 13腎・泌尿器疾患 14染色体・遺伝子異常

新設

国通知の内容	東京都の指定要件	
	要件	具体的な指標
より早期の正しい診断・治療	○極めて稀な疾病を含む多様な疾病の診断・治療が可能であること	○指定難病14疾患群のうち、いずれかの疾患群における診断・治療実績が、拠点病院の過去実績の平均以上であること ○上記は、指定難病のうち患者数1,000名以上の10疾患群28疾病を除いた疾病数で算定すること ○ただし、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院の要件を満たす医療機関を除く ○専門医資格による難病指定医が、20名以上在職していること
遺伝子関連検査及び遺伝カウンセリングの適切な実施	○遺伝学的検査及び遺伝カウンセリングを適切に実施できる体制を有すること	○遺伝学的検査及び遺伝カウンセリング加算の施設基準届出をしている並びに難病を扱う遺伝診療部門を設置していること
移行期医療に係る機能	○小児期の医療機関から患者を受け入れること	○小児慢性特定疾病児童等が成人期においても適切な医療を継続的に受けられるよう、小児期の医療機関からの患者を積極的に受け入れること
研修等の実施	○研修等の実施に協力すること	○研修・講演会の開催、講師派遣、会場提供等に協力が可能なこと
医療提供体制の公表	○診療機能等に係る情報提供をすること	○年1回診療機能等に係る情報提供をすること

難病医療協力病院の指定要件の見直しについて

難病医療協力病院

現行の内容

国通知の内容	東京都の指定要件	
	要件	具体的な指標
患者の状態に合わせた治療	○主要な指定難病について診断及び標準治療が可能であること	○指定難病のうち患者数1,000名以上の11疾患群23疾病のうち、4疾患群以上の疾患について、年間治療実績を有すること
		○専門医資格による難病指定医が20名以上、在職していること
定期診療に加え緊急時の対応が可能	○救急医療機能に応じた患者受入れ	○二次救急告示医療機関かつ難病患者を含む受入れ体制を有すること
研修等への参加	○拠点病院等が実施する研修への参加	○拠点病院等が実施する研修に参加すること
医療提供体制の公表	○診療機能等に係る情報提供をすること	○年1回診療機能等に係る情報提供をすること

見直し案

国通知の内容	東京都の指定要件	
	要件	具体的な指標
患者の状態に合わせた治療	○主要な指定難病について診断及び標準治療が可能であること	○指定難病のうち患者数1,000名以上の10疾患群28疾病のうち、4疾患群以上の疾患について、年間治療実績を有すること
		○専門医資格による難病指定医が20名以上、在職していること
定期診療に加え緊急時の対応が可能	○救急医療機能に応じた患者受入れ	○二次救急告示医療機関かつ難病患者を含む受入れ体制を有すること
移行期医療に係る機能	○小児期の医療機関から患者を受け入れること	○小児慢性特定疾病児童等が成人期においても適切な医療を継続的に受けられるよう、小児期の医療機関からの患者を積極的に受け入れること
療養生活環境整備に係る支援	○地域の関係機関との連携	○難病対策地域協議会への参加等を通じて地域の関係機関との連携に協力すること
研修等への参加	○拠点病院等が実施する研修への参加	○拠点病院等が実施する研修に参加すること
医療提供体制の公表	○診療機能等に係る情報提供をすること	○年1回診療機能等に係る情報提供をすること



新

新